

## 学校の決まり

### [1] 総 則

#### (名 称)

1 本校は東京都立福生高等学校と呼びます。

#### (目 的)

2 本校は、教育基本法、学校教育法、及び東京都教育委員会の諸規則などに基づいて、高等普通教育を行うことを目的とします。

#### (位 置)

3 本校の所在地は、東京都福生市北田園2-11-3です。

#### (課程及び修業年限)

4 本校は、定時制普通科です。

5 本校の修業年限は4年です。

### [2] 学年・学期及び休業日

#### (学 年)

6 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

#### (学 期)

7 学年を分けて次の3学期に区分します。

1学期 自4月1日 至 8月31日

2学期 自9月1日 至12月31日

3学期 自1月1日 至 3月31日

#### (休業日)

8 休業日は次のとおりです。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 開校記念日(11月7日)

(4) 都民の日(10月1日)

(5) 夏季休業日 自 7月21日 至 8月31日

(6) 冬季休業日 自12月26日 至 1月 7日

(7) 春季休業日 自 3月26日 至 4月 5日

(8) その他東京都教育委員会が定める日

#### (臨時休業日)

9 非常変災その他急迫の事情があるとき、あるいは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがあります。

#### (休業日の変更)

10 学校行事などにより、授業日と休業日を振り替えることがあります。

### [3] 教育課程

#### (教育課程)

11 教育課程は、学習指導要領及び東京都教育委員会の定める基準によります。

12 教科、科目及び各教科以外の活動の単位数、授業時間数は別表のとおりです。

#### (教材用図書)

1 3 本校で使用する教科用図書は次のものです。

(1) 検定済み教科書、または文部科学省著作教科書

(2) 教科書と合わせて使用する副読本、解説書・問題集その他の参考書

[4] 課程の修了及び卒業の認定

(修了及び卒業の認定)

1 4 各学年の課程の修了及び卒業の認定は、生徒の出席状況及び教科科目、各教科以外の活動などの成績を評価して定めます。

(原学年留め置き)

1 5 前条の評価により、各学年の課程の修了または卒業を認めることができないと判断したときは、校長はその生徒を原学年に留め置くことができます。

(卒業証書の授与)

1 6 校長は、本校所定の教育課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与します。

[5] 転学・休学及び退学など

(転学)

1 7 他の高等学校に転学を志望する生徒は 事由を付して、転学願を校長に提出しなければなりません。校長はその事由が正当であると認めた場合に限り許可します。

1 8 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒のある時は、校長は欠員がある場合に限り選考の結果、転学を許可することがあります。

(休学・退学)

1 9 生徒が病気その他のやむを得ない理由により休学または退学しようとするときは、保護者は休学または退学願いに医師の診断書などその理由を証する書類をそえて、校長に願い出て、その許可を受けなければなりません。

2 0 校長は休学を希望する生徒に対しては、東京都教育委員会の定める規定にもとづいて休学を許可することができます。

2 1 校長は生徒のうち、長期の休養または療養の必要があると認める者があるときは、これに休学を命ずることがあります。

(復学)

2 2 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書など、その事実を証明する書類をそえて、校長に願い出て、許可を受けなければなりません。ただし、休学期間が満了したことにより復学となるときには特別な書類は必要としませんが、校長の意思決定手続きを経て復学となります。

(欠席)

2 3 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は担任に届け出なければなりません。

(出席停止)

2 4 校長は、生徒が感染症にかかり、もしくはそのおそれがあるとき、その他、教育上必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがあります。

す。

(忌 引)

25 校長は、生徒が親族の死亡により忌引欠席を願い出たときは、別に定めるところにより許可します。

(戸籍上の異動の届出)

26 保護者は、生徒の氏名、住所の変更など戸籍上の異動があったときは、すみやかに校長にその旨を届け出なければなりません。保護者の身上事項の異動についても同様です。

(その他)

27 保護者は父母または、父母に代わって監督の責任をとれる者でなければなりません。

## [6] 賞 罰

(表 彰)

28 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがあります。

(懲 戒)

29 校長は、教育上必要があると認めるときは、東京都教育委員会規則に基づき、生徒に次のような懲戒を加えることがあります。

(1) 退 学

(2) 停 学

(3) 訓 告

(4) 訓 戒

(5) その他

退学、停学または訓告は校長がおこない、訓戒その他の懲戒は、教育上必要な範囲で、校長が定めます。

30 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行います。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(施設備品等の毀損、亡失)

31 学校の施設備品を毀損、亡失した時は、現品または金銭を持って賠償させることがあります。

## [7] 授業料等

(授業料等)

32 授業料、入学考査料、入学料の取扱いについては、東京都立学校の授業料等徴収条例の定めるところによります。

33 既納の授業料、入学考査料、入学料は原則として還付しません。

34 休学の場合は、許可された月の翌月から復学を許可された前月までの授業料を徴収しません。

35 退学の場合は、その月の属する月分または期分の授業料は納付しなければなり

ません。

36 校長は、授業料が期限内に納付されなかった場合は、当該授業料に係る生徒の出席を停止し、または退学させることができます。

[8] 付則

(補 則)

37 校長は、このきまりの施行に関し、必要があれば細則を定めることができます。